

(メール・FAX施行)

生 号 外
平成23年5月15日

各市町村教育委員会社会教育担当課長 殿
各広域行政事務組合教育委員会社会教育施設担当課長 殿
(社会教育施設担当扱い)

宮城県教育庁生涯学習課長
(公印省略)

公立社会教育施設の災害復旧費補助金の第一次補正及び第二次補正予算の取扱い
について(通知)並びに事前調査票の提出について(依頼)

平成23年5月12日付文部科学省生涯学習政策局社会教育課より、別添写のとおり通知がありましたので承知願います。

また、当該事業補助金の交付を希望する場合には、下記により平成23年5月23日午後5時まで別添の事前調査票を提出願います。

なお、本調査の結果を踏まえ、今後の事務手続きを進めていくこととなります。特に早期に着工が可能な施設や既に事前着工を行っている施設(第一次補正予算で対応可能な施設)につきましては、「事業計画書」を別添「公立社会教育施設災害復旧費補助金交付申請要領(案)」の「5申請の手続き」の提出書類を作成し2部提出願います。事業計画書の提出によってはじめて当該事業の事務処理が開始されますことを申し添えます。

記

1 添付書類

- (1) 公立社会教育施設の災害復旧費補助金の第一次補正及び第二次補正予算の取扱い(写)
- (2) 平成23年度公立社会教育施設災害復旧事業 事前調査票(別添)
- (3) その他(添付書類)

文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査に関する申合事項
文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領
公立社会教育施設災害復旧費補助金交付申請要領(案)
事業計画関係書類 様式1, 別紙1~6, 様式2

2 「事前調査票」による報告について

- (1) 添付書類の(2)の事前調査票を提出(メールまたはFAXにて)

文化施設については、各自治体が定める設置条例及び平成22年度におけるホールの利用内容が分かる資料を添付してください(前回の事前調査にて提出されている場合は不要です)。

- (2) 提出先(と の両方に提出)

宮城県教育庁生涯学習課社会教育支援班 あて
教育事務所・地域事務所社会教育担当 あて

社会教育施設のうち、体育施設(体育館、プール等)については、スポーツ健康課担当から連絡させていただくことを申し添えます。お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

担 当：生涯学習課社会教育支援班 菅原 一矢 TEL：022-211-3653 FAX：022-211-3697 E-mail：sugawara-ka894@pref.miyagi.jp
--